

訴訟費用、結論です

水俣市議会 患者互助会への援助

しかし委員会は予算編成権は市執行部にあるとして、予算編成上の論議は避けた。渡辺助役（市長代行）は「訴訟運動資金の援助を予算に組むのは自治法上適当でないと思うが、公害対策特別委員会が予算を組めという意向なら従わざるを得ないだろう」と患者家庭に答えていた。

だが、訴訟派の人たちが徹夜のすわり込みをするなど訴訟費援助問題は「社会問題化」しつつあるため、同委員会は、国が公害病と認定し、しかも水俣病補償処理委員会の費用四百八十万円の予算化を要求したことなどに関連して国が訴訟費用をどう考えているか意向を聞くことになった。二十七日、斉所、村上正副議長、淵上、田中公害対策特別委員会正副委員長らと市幹部が上京し、厚生省、自治省に行く。

水俣市議会の公害対策特別委員会（淵上末記委員長）は二十一日午前十時半から開かれ、水俣病患者家庭互助会の訴訟派（渡辺榮蔵代表ら二十九世帯）に対する運動資金二百万円の援助問題を取り上げたが、結論は出なかった。

二十日午後から市役所にすわり込んでいた訴訟派の人たちはそのまま委員会が開かれるのを待ち、委員会傍聴を申し入れたが、断わられ、委員会室前の廊下に再度すわり込んで委員会の話し合いを待った。